

子供や高齢者の疾病予防に有効なワクチン接種の法的な位置づけの早期実現及び確実な財源の確保を求める意見書

平成 24 年 5 月 23 日、厚生科学審議会予防接種部会より、7 ワクチン（子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B 型肝炎）について、広く接種を促進することが望ましいとの提言がまとめられている。

そのうち、女性の生命を脅かすばかりでなく妊婦や出産の機会までも奪うヒトパピローマウイルス感染による子宮頸がんや、感染により乳幼児が細菌性髄膜炎を発症すれば、死亡または重度の後遺症の発症頻度が高いヒブ・肺炎球菌の 3 つのワクチン接種は、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を活用し全国で接種が行われており、予防接種法上の定期接種に位置づける方向で急ぎ検討されている。一方、疾病予防効果が同様に認められている、水痘、おたふくかぜ、B 型肝炎、成人用肺炎球菌ワクチンについては、具体的な定期接種化への方向が示されていないため、早期に予防接種法上への位置づけを図ることが必要である。

また、予防接種は、個人の生命・健康を守るとともに、社会経済活動の維持などといった社会防衛の性格も有するものであり、重症化を防止することにより医療費の軽減にもつながるものである。しかし、定期の予防接種は予防接種法第 24 条を根拠に必要な地方財源措置がなされていないため、市町村財政を圧迫する要因となっている。したがって、自治体財政力の格差や個人の所得格差によって接種できない場合が生じないように、等しく接種機会を保障するため、無料化できるよう、国の責任において、必要な財源を確保することが必要である。

よって、国におかれては、7 つのワクチン接種の法的な位置づけを早期に実現すること及び必要な財源措置を行うことを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議員 武 石 利 彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 様